

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に山岸進農業委員、内田栄作農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第10号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第10号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、地目は登記、現況ともに畑。形態は転用で、用途は道路敷地、施設はアスファルト舗装であり、開発の許可は不要である。令和4年3月29日付で農振除外となっている。除外後の農地区分は第2種農地である。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 平方地区の松本推進委員が報告した。6月25日(土)、担当委員4名で現地調査を実施した。現状は畑として管理されている。選定理由書の内容を説明した。
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 現状で認定外道路があるが、私道として一体整備することについて、道路管理者とはどのような協議を行ったのか。
- 事 務 局 担当課と協議を行い、管理については認定道路としては受け取らないと伺っている。
新木農業委員 今回の事業計画者が恒久的に管理していくということで良いのか。
事 務 局 地権者と関係課で協議書が交わされ、排水管の敷設が条件となっており、排水管を敷設した上で管理するという協議がなされている。
- 議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第10号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第11号

農地法第5条の許可申請について

- 議 長 議案第11号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は原市地区で、権利は賃借権、地目は登記、現況ともに畑、合計2筆である。形態は転用、用途は飲食店で、施設は店舗、物置、ゴミ庫、プロパン庫である。店舗用地のため開発許可は必要である。農地区分は第3種農地である。
- 申請番号2、地区は上平地区で、権利は所有権、地目は登記、現況ともに畑、1筆である。形態は転用で用途は自己用住宅、施設は木造平屋建のため開発許可が必要である。令和4年3月29日付け上尾市告示第97号で農振農用地から除外されている。農地区分は第1種農地であるが、不許可の例外に該当する。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 申請番号 1 を黒須推進委員が報告した。6月23日(木)、担当委員 2 名で現地を確認した。作付けはされていないが管理されており、境界杭も設置されていて、農地としては何ら問題ないことを確認した。

申請番号 2 を市村推進委員が報告した。6月21日(火)、担当委員 4 名で現地を確認した。現地は畑として利用され、杭も設置されていた。農地としては何ら問題ないことを確認した。

議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 申請番号 1 に関して、現地南側の道路は、第 2 産業道路の開通により道路が移管されたのではないか。

事 務 局 移管されて、上尾市道になっている。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 11 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 12 号 農地法第 5 条の計画変更申請について

議 長 議案第 12 号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 令和 4 年 2 月 22 日、指令さい農 5-205 号で農地法第 5 条の許可を受けた案件である。その後、地権者 1 名から賃上げの要求があり、努力を重ねたが折り合えず、該当する 2 筆を計画地から外すという計画変更である。現地は果樹が植えられており、農地としては問題ない。

議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 事業の総面積について説明があった中で、該当の 2 筆の面積を差し引いた面積と一致していないがどうなのか。

事 務 局 総事業面積について確認し、後ほど報告させていただく。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第12号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議長 議案第13号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区で、字丸山に1筆、字山下に1筆の計2筆で、登記、現況とも畑である。事由は事由発生者の故障で、続柄は夫婦、ともに従事日数が250日となっており、日数としては問題ない。現地は2筆ともに作付けはされていないが、保全管理されており、農地としては問題ないと考えられる。

議長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第13号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第14号 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議長 議案第14号について担当課に説明を求めた。

農政課 議案書を朗読した。(1)は除外番号1、農用地区域番号C-4、地区は上平地区、所在は大字平塚字氷川の農地になる。登記及び現況は畑である。除外の事由は駐車場敷地の拡張で、事業計画者は市外の個人である。(2)は編入事案番号1、農用地区域番号C-4、地区は上平地区、所在は大字平塚字氷川の農地になる。地目は登記、現況ともに畑である。事業拡張の計画により、平成24年に農振農用地から除外されたが、県道に接して交通量が多いために敷地拡張されず農地として耕作が続けられていた。今後も農地として利用するため編入する。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

大塚推進委員 6月21日(火)、担当委員4名で現地を確認した。県道は交通量が多く、除外申請の場所は県道

より内側に入った場所のため、駐車場として安心して利用できると思われる。関係課とも協議しており、問題ないと考えられる。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

今年3月に農振計画の変更をしているが、事前相談はあったのか。また、この案件以外にも相談はあったのか。この案件以外の相談があったとして、今回の議案に上がってこないのはなぜか。

農 政 課
新木農業委員

窓口では事前相談を受けており、内容によって除外が難しいと回答している場合もある。

農 政 課
新木農業委員

今回の案件は駐車場の拡張だが、現状の駐車場はどこにあるのか。

現状は配布した資料に平面図を付している。

農 政 課
新木農業委員

現状の駐車場と今回の場所との位置関係はどうなっているのか。

位置関係は、県道から曲がって、1本入った道を挟んだ所になる。

農 政 課
新木農業委員

事前相談の中で、交通量などの安全面を考慮して、今回の場所を駐車場にすることになったのか。

今回は近い場所ということで、道を挟んだ隣接地になった。

農 政 課
議 長

どのくらいの距離ならば隣接地という判断になるのか。また、担当者の判断なのか。

具体的な距離は決まっていない。担当者の判断ではなく、市の判断ということになる。

内田農業委員

本件について他に意見を求めた。

今回の駐車場の件は、既存施設に更衣室や診療施設を増設する計画で、駐車台数が足りなくなるための申請と伺っているが。

農 政 課

今回の計画は、更衣室などを増設することと、来客数の増加が見込まれるという2点が、駐車場敷地拡張が必要になった理由として聞いている。

議 長

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第14号について採決を行ったところ、賛成全員で特に意見はない旨を回答することで承認することを宣した。

5 報告第3号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時05分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年6月27日

議 長

署名委員

署名委員